

敦賀市移動支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、屋外での移動に困難がある障がい者及び障がい児（以下「障がい者等」という。）に対し、外出のための支援を行うことにより、障がい者等の地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、敦賀市とする。

2 市長は、この事業の全部又は一部を適切な運営を行うことができると認められる団体等に委託することができる。

(事業)

第3条 市長は、次に掲げる事業を行うものとする。

(1) 障がい者等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除く。）における個別の支援事業（以下「個別移動支援」という。）

(2) 前号に係る外出のうち身体介護を伴わない決定を受けた複数の障がい者等からなるグループの外出における集団へのグループ移動支援事業（以下「グループ移動支援」という。）

(3) 障がい福祉団体が行う研修、各種行事等への参加のためのバスの借り上げ事業（敦賀市障がい者福祉バス実施要綱により実施する事業）

2 前項に規定する外出の期間は、原則として1日とする。

(利用の対象者)

第4条 この事業の対象者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障がい者又は同条第2項に規定する障がい児で、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市に住所地を有する障がい者等。ただし、法における重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護の対象者を除く。

(2) 本市に住所地を有しない者であって、本市が法における援護の実施者となっている障がい者等。

2 第1項の規定にかかわらず、法における援護の実施者が本市以外の市町村となっている障がい者等は対象としない。

(利用の申請)

第5条 この事業の利用を受けようとする者は、地域生活支援事業利用申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用することの可否を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の要否を決定したときは、地域生活支援事業利用決定（却下）通知書（様式第2号）によるものとし、地域生活支援事業受給者証（様式第3号）を交付する。

(支給決定の変更の通知)

第8条 利用者は、利用の決定に係る利用量等を変更する必要があるときは、地域生活支援事業支給変更申請書(様式第4号)により変更の申請をすることができる。

2 市長は、利用決定の変更の決定を行ったときは、地域生活支援事業支給変更決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し)

第9条 市長は、利用者が次のいずれかに該当する場合には、当該利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、移動支援事業を受ける必要がなくなったと市長が認めたとき。
- (2) 利用者が、他の市町村の区域内に住所地を有するに至ったと認めたとき。
- (3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、利用決定の取り消しを行ったときは、支給決定取消通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更の届出)

第10条 支給決定障がい者等は、次に掲げる事項を変更したときは、地域生活支援事業居住地等変更届（様式第7号）を市長に届け出なければならない。

- (1) 支給決定障がい者等の氏名、居住地及び連絡先
- (2) 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

(事業の費用)

第11条 この事業に係る利用者1人あたりの費用の額は、別表に掲げる額とする。ただし、第4条第2号に該当する者が利用する場合、サービス提供事業者の申し出により、利用者の住所地の市町村が定める額に準ずることができる。

(利用料)

第12条 第6条の規定により利用の決定を受けた障がい者等（以下「受給者」という。）は、事業の利用に要する費用の1割に相当する額（以下「利用者負担額」という。）を事業の委託を受けた事業所（以下「事業所」という。）に支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月の利用者負担額が、法第29条第3項に規定する家計に与える影響その他の事情をしん酌して政令で定める額(以下「限度額」という。)を超えるときは、受給者が事業所に支払わなければならない額は、当該限度額とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

	身体介護を伴う場合	身体介護を伴わない場合
個別移動支援	<p>法に基づく指定障害福祉サービス及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年3月29日厚生労働省告示第169号）（以下「費用の額の算定に関する基準」という。）の居宅介護サービスにおける通院介助(身体介護を伴う場合)の基本単価とする。</p> <p>ただし、3級ヘルパー等により行われる場合は基本単価の100分の70を乗じて得た額とする。</p>	<p>費用の額の算定に関する基準の居宅介護サービスにおける通院介助(身体介護を伴わない場合)の基本単価とする。ただし、3級ヘルパー等により行われる場合は基本単価の100分の90を乗じて得た額とする。</p>
グループ 移動支援	<p>複数の障がい者に対しその数を下回る数のヘルパーにより移動支援が提供されるものであって、障がい者等の数をヘルパーの数で除して得た数が3未満からなるグループの外出。</p> <p>費用の額の算定に関する基準の居宅介護サービスにおける通院介助(身体介護を伴わない場合)の基本単価に100分の70を乗じて得た額の100円未満を切上げた額とする。</p>	